

箕面市地域防災計画改訂支援業務委託

仕様書

箕面市 総務部 市民安全政策課

第1章 総 則

第1条 （適用範囲）

本仕様書は、箕面市（以下「発注者」という。）が、受注者へ委託する「箕面市地域防災計画改訂支援業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 （目的）

本業務は、箕面市地域防災計画について、国や大阪府の策定する各種計画との整合を確保し計画全般の改訂を行うとともに、令和8年5月下旬から運用開始予定の新たな防災気象情報に対応する関連箇所の更新、機構改革に伴う対策部の変更及び応急業務の役割分担の見直しを実施し、本市の防災力の向上と防災対策の推進に資することを目的に実施するものである。

第3条 （履行場所）

本業務の業務場所（履行場所）は、下記とする。
箕面市内

第4条 （履行期間）

本業務の履行期間は、契約日より令和9年3月18日までとする。

第5条 （準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、下記法令・通達・基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
- (3) 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
- (4) 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- (5) 医師法（昭和23年7月30日法律第201号）
- (6) 薬剤師法（昭和35年08月10日法律第146号）
- (7) 社会福祉法（昭和26年03月29日法律第45号）
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）
- (9) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- (10) 防災基本計画
- (11) 大阪府地域防災計画
- (12) 箕面市地域防災計画
- (13) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月内閣府）
- (14) 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和7年4月内閣府）
- (15) 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府）
- (16) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- (17) 箕面市契約規則
- (18) 箕面市会計規則
- (19) 箕面市災害時における特別対応に関する条例
- (20) 箕面市災害対策本部条例
- (21) 箕面市火災予防条例

- (22) 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (23) 箕面市情報システムの管理運営に関する条例施行規則
- (24) 箕面市火災警報等発令規則
- (25) 箕面市地区防災スタッフ設置規則
- (26) 箕面市地震時業務継続計画
- (27) 箕面市災害時受援計画
- (28) 基本の避難所運営マニュアル
- (29) その他本業務に係る法令及び通達等

第6条 (主任技術者等の選任)

受注者は、地域防災計画に精通し、過去に地域防災計画改訂業務に係る主任技術者として従事した経験がある主任技術者を選任するものとする。なお、本業務の円滑な進捗を図るため、技術士(建設部門/河川、砂防及び海洋・海岸部門 または 都市及び地方計画)の資格を有する選任の技術者を配置しなければならない。

また、照査技術者は主任技術者と同等の能力を有するものを選任し、技術士(建設部門/河川、砂防及び海洋・海岸部門 または 都市及び地方計画)及び空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置すること。

第7条 (同種業務の会社実績)

受注者は、日本国内市町村発注の同種業務の履行実績を有するものとし、業務着手時にその実績が証明できる資料を発注者に提出し、承認を得るものとする。なお、同種業務とは下記の通りとする。

- (1) 地域防災計画改訂業務の履行実績

第8条 (情報保護)

受注者は、発注者より貸与を受ける庁内組織に係るデータや、職員情報データ等の情報保護及び品質管理の観点から、発注者と契約を締結する事業所及び技術者が在籍する作業所が下記の資格を取得している証明として、契約時に登録証(写)を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム(JIS Q 27001)

((一財)日本情報経済社会推進協会により認定された認証機関による認証)

第9条 (秘密の保持)

受注者は、業務上知りえた情報について、これを他人に漏らしてはならない。業務完了後も引き続きこの義務を負うものとする。

第10条 (貸与資料)

本業務に必要な資料として、発注者は下記の資料データ等を貸与するものとするが、各種資料・データに含まれる個人情報・行政機密等の取り扱いには格段の配慮を行うこととする。

- (1) 箕面市地域防災計画(資料編含む)データ
- (2) 箕面市地震時業務継続計画
- (3) 基本の避難所運営マニュアル
- (4) その他、業務をおこなう上で発注者が必要と判断した資料

第11条 (提出書類)

本業務について受注者は、速やかに発注者へ下記の書類を提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 着手時

- 1) 業務実施計画書
- 2) 業務工程表
- 3) 着手届
- 4) 経歴書
- 5) 主任・照査技術者等届
- 6) 担当技術者通知書
- 7) 委任（下請負）承諾申請書、下請業者名簿
- 8) 積算内訳書
- 9) 誓約書（元請用・下請用）

(2) 完了時

- 1) 業務完了届
- 2) 本仕様書に定める成果品
- 3) 引渡書（納品書）
- 4) 請求書
- 5) 請求内訳書

第12条（成果品）

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 1式 |
| (2) 地域防災計画原稿データ | 1式 |
| (3) 地域防災計画の概要説明資料データ | 1式 |
| (4) GISデータ | 1式 |
| (5) 上記電子データ（DVD-R等） | 1部 |

※最終成果品における各種原稿データは Microsoft Office ファイル（ワード、エクセル等）、PDF ファイル、挿入図等の作成に使用したデータ（GIS データも含む）も提出する。

※業務内で作成された GIS データについては、他部門でも利活用できるよう汎用性があり、且つ、世界標準フォーマットである shape 形式で納品する。

第13条（納入場所）

本業務の成果納入場所は、総務部 市民安全政策課とする。

第14条（成果品の審査）

受注者は、業務完了後に本市監督員の成果品審査を受けなければならない。業務完了後において、明らかに受注者の責に帰する業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第15条（成果品の帰属）

本業務において成果品等の著作権については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は貸与してはならない。

第16条（疑義）

本業務において成果品等の著作権については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は貸与してはならない。

第17条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務を適正かつ円滑に実施するために、業務着手時、中間、成果納入時に行うことを原則とするが、必要に応じて適宜実施するものとし、打合せ後は打合せ記録簿を2部作成し、発注者の承認を得るものとする。なお、zoom や Microsoft Teams 等のオンライン会議により実施することも可能とし、実施方法などについては協議のうえ、事前に発注者の承諾を得るものとする。

第2章 業 務 内 容

第18条（業務概要）

本業務の作業概要は下記に示す項目であり、詳細は次章以降によるものとする。

(1) 計画準備	1 式
(2) 資料収集整理	1 式
(3) 改訂方針及び各種検討	1 式
(4) 計画検討素案の作成	1 式
(5) 意見照会等対応（素案修正）	1 式
(6) 計画取りまとめ（最終原稿作成）	1 式
(7) 会議支援	1 式
(8) 概要説明資料の作成	1 式
(9) 印刷原稿データ作成	1 式

第19条（計画準備）

作業の実施にあたり、仕様書及び本市地域防災計画その他関連規程の内容について十分把握し、必要な人員の配置や作業工程計画を業務実施計画書として取りまとめ、発注者に提出し、承認を得るものとする。

第20条（資料収集整理）

地域防災計画を改訂するうえで必要となる基礎資料（防災基本計画、府・市の地域防災計画、中央防災会議や府の地震被害想定、市の既往施策、各種既存マニュアル類、最新の組織体制・連絡系統、関連計画・協定類、最新の知見等）について、収集・整理を行うものとする。

第21条（改訂方針及び各種検討）

受注者は、主に次の各号を踏まえ、箕面市地域防災計画の改訂方針を検討するとともに、機構改革に伴う災害対策本部の組織体制及び応急業務の役割分担等の見直しを検討する。

- (1) 大阪府の「市町村地域防災計画 修正チェックシート【H31～R4統合版】【R5.1版】【R7.5版】（基本対策編）」を参照し、計画全般の改訂方針を検討する。
- (2) 令和8年5月下旬から運用開始予定の新たな防災気象情報に伴う関係箇所（配備基準・避難指示基準等）の見直しを検討する。
- (3) 機構改革に伴う災害対策本部の組織体制及び応急業務役割分担の見直しを検討する。
- (4) 「地方都市等における地震対応のガイドライン」の対策項目を基礎とし、各対策項目に対し

て担当部署・担当者を紐づける想定とし、部局を越えた横断的な体制を検討する。

(5) 近隣他市の地域防災計画を参照し、追記が望ましい事項を抽出し、計画を検討する。

第22条（計画改訂素案の作成）

第21条の検討結果や関連法令や計画等の改正を踏まえ、箕面市地域防災計画の改訂素案を作成する。改訂素案作成後、発注者と協議を行い、必要に応じて修正を行い、事務局案として取りまとめる。また、改訂を行った箇所の新旧対照表を作成する。

第23条（意見照会等対応（素案修正））

計画改訂素案に対する庁内各室課及び府、防災関係機関（防災会議委員）へ意見照会結果や指摘事項を基に、計画改訂素案の修正を行う。修正箇所は新旧対照表へ追記する。

第24条（計画取りまとめ（最終原稿作成））

防災会議等の結果を踏まえ、地域防災計画を校正し、原稿の取りまとめを行う。原稿は Microsoft Word で作成し、発注者が制約なく編集、出力できるようにする。また、地域防災計画資料編の修正等で作成した地図データ（避難所、福祉避難所、避難地、備蓄拠点、ヘリポート等の位置図）を基に GIS データを整備するものとする。

第25条（会議支援）

地域防災計画改訂に係る防災会議（1回を想定）の開催にあたり、会議資料の作成、事前説明資料の作成などの支援を行うものとする。

第26条（概要説明資料の作成）

本業務で改訂した地域防災計画の内容を庁内職員に周知することを目的に、わかりやすくまとめた概要説明資料を Microsoft PowerPoint で作成するものとする。